

令和５年度 日南市入札監視委員会（第１回） 議事概要

開催日時及び場所	令和５年８月２１日（月）１３時３０分～１６時３０分 宮崎県自治会館 ２階会議室
出席委員氏名 （順不同・敬称略）	楠 茂 樹（上智大学法学部 教授） 松 岡 孝 浩（松岡孝浩法律事務所 弁護士） 海 野 理 香（税理士法人アイバーパートナーズ 代表社員税理士） 井 手 真 弓（社会保険労務士法人 ALX 特定社会保険労務士）
出席関係者氏名	<説明者等> 林 和 晃（建設部 建設課 保全係 係長） 立 山 亮 太（建設部 建設課 保全係 技師） 坂 本 毅（建設部 建設課 保全係 主任技師） 荒 木 稔 浩（建設部 建設課 建設係 課長補佐兼係長） 森 一 人（建設部 建設課 建設係 主査） 山 口 勝 也（建設部 財産マネジメント課 建築営繕係 課長補佐兼係長） 杉 田 浩 介（建設部 財産マネジメント課 建築営繕係 主任技師） 片 桐 大 輔（建設部 財産マネジメント課 建築営繕係 主査） 和 田 考 巨（総合政策部 財政課長） 阿 部 啓 行（総合政策部 財政課 契約係 課長補佐兼係長） 福 元 正 樹（総合政策部 財政課 契約係 主査） 坂 元 光 一（総合政策部 財政課 契約係 副主幹） <事務局> 重 永 康 彦（総合政策部 総務課長） 大 田 原 睦（総合政策部 総務課 内部統制係 係長） 田 中 宏 幸（総合政策部 総務課 内部統制係 副主幹）
議事概要	１ 開会 ２ あいさつ ・日南市入札監視委員会 楠委員長 【ここから非公開】 ３ 審議 (1) 令和４年度下半期公共工事における抽出案件の審査について ① 抽出委員から抽出理由の説明 ・松岡委員が２４４件ある工事の中から抽出した５件について、その理由を説明 ② 市担当者等から抽出案件の説明 ・抽出した５件について、事業の各工事担当者及び契約係

	からの説明並びに質疑応答（それぞれ、説明と質疑応答合わせて 20 分程度） ③ 総括 ・説明等を受けた 5 件について、総合的に評価 ・今回、市に対しての要望等はなし ④ 次回抽出委員の選定 ・次回令和 5 年度上半期分の抽出委員に、楠委員長を選定 ⑤ その他 ・なし (2) 入札制度改革等に係る取組について ・これまでの取組内容等について、財政課契約係より説明 (3) その他 ・水道施設工事の入札参加条件等の要望について、財政課契約係より説明。 ・日南市指名競争入札参加者の指名基準の運用試行マニュアルの一部改正（案）について、財政課契約係より説明。 4 その他 ・なし 5 閉会
委員会意見の内容要旨	【審査案件 1】 ・適正に実施されていると考える。 ・当初予算と見積額との差額について、次年度予算の前倒しとして実施。単価を変更することなく対応できたことについて、問題ないと思われる。 ・当初の予定本数以上を超える施肥を契約変更にて追加し、結果当初予定価格と同額に納めている。次年度の業務を追加で年度内にさせているように見えるもので、業者が適切な利益を得られているのか疑問である。 ・契約変更の理由も「現地再調査の結果、苔などに覆われていたり、樹形が悪くなっていたりと施肥を必要とする現存のものが多く」とあり、現地を見た上で発注しているのかすら疑義がある。契約変更ありきの発注ではなく、しっかりと確認して発注すべきである。 ・見積合せの結果、最も安価な事業者との随意契約であり、少額随意契約の根拠等は適切であり、増額変更も単価措置で数量が増えているだけであったため、特に問題は見当たらないと考える。 【審査案件 2】

- ・当初の不落、不調は事前に予測できなかったのか。経験則的にわかっていれば、工期（計画時期）のロスは避けられたと思う。
- ・不調、不落により、工事を追加の上発注したところ応札があった事案として、業者との意見交換（金額が大きいほうが応札しやすい等）が生かされているものといえる。
- ・2回不調で終わり、工事を行うために工夫したケースであり、良い取り組みかと思う。
- ・少額契約について不落が続いたため、他路線の工事追加により契約金額のボリュームを増やして応札しやすくした案件である。落札後、増額変更となっている根拠は明確であったが、当初積算時点での精度面で課題は無かったか、運用面で適切な範囲内の変更であったか等は注意する必要があると考える。

【審査案件3】

- ・予定価格超の応札を意図的に行うのは手続上問題であり、そもそも辞退が多すぎる状況の合理的説明を要する。
- ・22社中21社が辞退（1社については実質的に）という状況は、価格設定に課題が残る事案である。近年の物価高騰に対する適切な対応方法の構築が必要であり、応札後の物価スライド等対応策を検討するなど、喫緊の課題といえる。円安や物価高騰の影響は局地的なものではなく、全国的に対応が検討されているものと考えられるため、情報収集が必要と思われる。政策提言か陳情か。見積単価が実態と合わないことにより、業者が入札に参加できない状況は、長年の課題と言われているが対応が進まないことは、今後の入札制度の運営について極めて厳しい状況である。
- ・1社以外全員辞退（不調）と1社+受ける意思のない予定価格超過（無効）で手続上結論が変わるのはどうかという気はする。
- ・受ける意思がないのであれば辞退で統一されるよう何らかの方法を検討してもよいかと思う。
- ・市が管理する河川工事の場合、工事が難しく、受注者側は割が悪いと感じていることがうかがえる。場所や工事の内容により、受注者側が応札に消極的であることが予想される場合の積算について、制度上何等か考慮する余地はないものか考えさせられる案件であり、同様の案件について、先進的な取り組みがあればうかがいたい。

【審査案件4】

- ・市況を反映しない工事は不成立、不調が多くなる。魅力ある工事内容、予定価格の設定が必要。

		・「緊急、やむを得ない場合におけるの取り扱い」について、規則の施行日のバックデートは不適切である。「透明性の確保」を誠実に履行するほかはないように思われる。本件は、市民の利益が損なわれた事案であり、政策の工程表の作成の問題ではあるが、「魅力ある工事（入札制度）」をどのように実現していくか。市民が取り残されることのないよう最善を尽くす必要性を、担当者のご苦勞も含めてあらためて感じたところである。 ・「決定プロセスやその内容が不透明」との提言を受けて廃止された旧運用マニュアル時代からやっていることが変わっていないように感じる。 ・指名競争入札参加者資格等審査委員会の委員におけるコンプライアンス意識の低さも課題であり、入札改革の成果が見えない。 ・不調不落が続く案件が複数見られるが、指名競争入札ではなく、（条件付き）一般競争入札を導入した場合も改善しないものか、どのような原因があるのか分析する必要があると考える。 【審査案件 5】 ・事後審査の事案であり、1 社集中により、工事の確実性の担保は高度に図られることを改めて確認できた。 ・現状は、まず不調不落の対応が先と考えるが、一般競争入札と指名競争入札のメリット、デメリットを検討する良い機会になったと思う。一般競争入札は、競争性確保の観点から指名競争入札より優れていると思われるが、その場合の事後審査には、行政側の事務負担が大きいため、それぞれの優位性を見極めながら導入を検討すべきと考える。	
公共事業審議対象期間		令和 4 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 3 1 日	
公共事業抽出案件		総件数 5 件	(備考)
内 訳	一般競争入札	1 件	対象件数 244 件
	指名競争入札	3 件	
	随意契約	1 件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等 ※主なもの		意見・質問	回答等
		非 公 表	
その他		なし	